柴田町太陽の村の活用に関する
サウンディング型市場調査実施要領

１．目　的

柴田町太陽の村は、広大な芝生、ふわふわドーム等の遊具、蔵王の山々や太平洋を望む壮大な景色など、恵まれた自然環境を持ち、これまで多くの町民や訪問者に親しまれてきました。

しかし、既存施設の老朽化、交通アクセスの不便さ、自然環境等の魅力を十分に活かしきれていないという課題に直面しております。

本調査により、太陽の村が持つ潜在的な価値を最大限に引き出し、持続可能な運営と地域の新たな魅力を創出するため、民間事業者の皆様の自由な発想と専門的なノウハウに基づいた事業アイディアを幅広く募集し、対話を通じてその実現可能性を検証するため、サウンディング型の市場調査を実施します。

２．施設概要

別表のとおり

３．スケジュール

実施要領公表	令和７年１１月４日(火)
事前説明会	随時募集するため事業者説明会は、希望する事業者と日時を相談の上、個別に実施します。
現地見学	現地見学は土曜、日曜、祝日を除く AM9:00~PM3:30
調査に関する質問提出期限	随時受付
質問に対する回答	
提案書最終提出期限	令和８年１月３０日(金)まで
サウンディングの実施 （個別対話）	提案書の提出日に併せてその都度実施します
実施結果概要の公表	令和８年３月頃

４．サウンディングの対象者

（１）当該施設の指定管理先として関心、検討したい法人又はその他団体、個人

（２）対象者の所在地や住所地は、柴田町内に限定しない。

ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

② 柴田町の指名停止措置を受けているもの

③ 社会更生法（平成１４年法律第１５４号）及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく更生・再生手続き中の者

④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団又は柴田町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 23 号）第２条第２号から第４号に該当する者

⑤　国税、県税、町税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

５．サウンディングの主な項目

（１）太陽の村の現状の課題を踏まえて、どのようなコンセプトで活性化させたいと考えるか

（２）上記施設を提案者が考える魅力や強みを最大限に活かす全体構想

（３）季節ごとの魅力を創出し、リピータを増やすための仕組みや、年間を通じてどのようなイベントや体験を検討されるのか

（４）利用者の一人当たりの滞在期間を延ばすための具体的な工夫や宿泊プランの考えについて

（５）太陽の村の運営体制（職員数、配置、役割分担、組織体制、料金体系など）をどのように想定されているか

（６）想定されれる運営規模における概算の初期投資額、運営費用、収益の見込みについて

（７）事業採算性のための具体的な戦略や工夫を教えてほしい

（８）事業実施にあたり想定しているリスクと、それに対する対策について

（９）上記以外にアイディア、町に対する要望、意見がございましたら自由にお聞かせください

※上記項目についてはすべてを満たす必要はありません。

また、様式等（参考様式あり）は自由に設定いただいて問題ありません。

６．サウンディングの手続き

（１）実施要領の配布

配布期間　令和７年１１月４日(火)～令和８年１月２９日(木)

配布場所　柴田町農政課及び柴田町公式ウェブサイト上からのダウンロード

（２）事前説明会、現地見学は随時募集のため日時を個別に実施します。

（３）質問の受付及び質問に対する回答（質問シートあり）

本調査に質問がある場合には、期限までに電子メールにてご提出ください。

なお、件名に【太陽の村サウンディング質問】としてください。(様式任意)

質問受付　令和７年１１月４日(火)から

提出先　柴田町農政課　agradm@town.shibata.miyagi.jp

質問に対する回答は、質問をいただいたメールアドレスに対して回答いたします。

また、質問の内容によっては回答できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

（４）提案書等の受付

提案書等の最終提出期限　　令和８年１月３０日(金)　PM5:00

【提出物】

○エントリーシート　　○暴力団排除に関する誓約書兼同意書

○提案書（参考様式）

提出部数　各１部

提出先及び提出方法　農政課まで持参、郵便又はメール

７．サウンディングの実施

提案書の提出日に併せてその都度個別に実施します

８．サウンディング結果の公表

公表日　令和８年３月頃

サウンディングの実施結果について、概要の公表を行います。

参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、あらかじめ参加業者に内容の確認を行います。

９．その他の留意事項

（１）対話内容は今後の事業化検討の参考にさせていただきますが、事業化を約束するものではありません。

（２）サウンディング型の参加実績は、指定管理公募時における評価の対象とはなりません。

（３）事業提案に参加する費用等は、すべて参加者の負担となります。

（４）提出された提案書、資料等の返却は行いません。